

吉野川市新ごみ処理施設整備基本計画【概要版】

はじめに (p1)

吉野川市（以下「本市」という。）は、長期的展望を見据えた上で、ごみ処理施設の整備に係る検討を行うとともに、ごみ処理に係る効率性及び経済性、さらには技術的な安定性に優れたごみ処理施設の建設事業を推進するため、令和2年10月に「ごみ処理施設整備基本構想」を策定した。

これらの状況を踏まえ、「吉野川市新ごみ処理施設整備基本計画」（以下「本計画」という。）では、吉野川市に適した新ごみ処理施設を整備するため、施設計画などを検討し、取りまとめたものである。

なお、本計画を取りまとめるにあたり、新たな施設整備の施設内容などについては、学識経験者や市民、本市職員で構成する吉野川市新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会において検討を行った。

基本条件の整理

①本市のごみ処理施設の基本諸元 (p2)

項目	諸元					
建設予定地	徳島県吉野川市鴨島町山路					
処理能力	42トン/日（16時間）					
施設整備計画目標年度	令和7（2025）年度					
処理対象物量	年間10,762トン（令和7年度見込み）					
処理対象物	もやせるごみ、可燃性粗大ごみ、リサイクル施設等から発生する可燃残渣					
処理方式	准連続燃焼方式（ストーカ式）					
計画ごみ質		単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
	低位発熱量		kJ/kg (kcal/kg)	6,400 (1,530)	9,700 (2,320)	12,900 (3,080)
	成分	水分	%	52.1	46.8	41.7
		可燃分	%	42.1	47.7	53.2
		灰分	%	5.8	5.5	5.1
単位容積重量		kg/m ³	160	140	130	

②計画炉数 (p3)

安定的に処理するために、本市のごみ焼却施設の炉数は「2炉」とする。

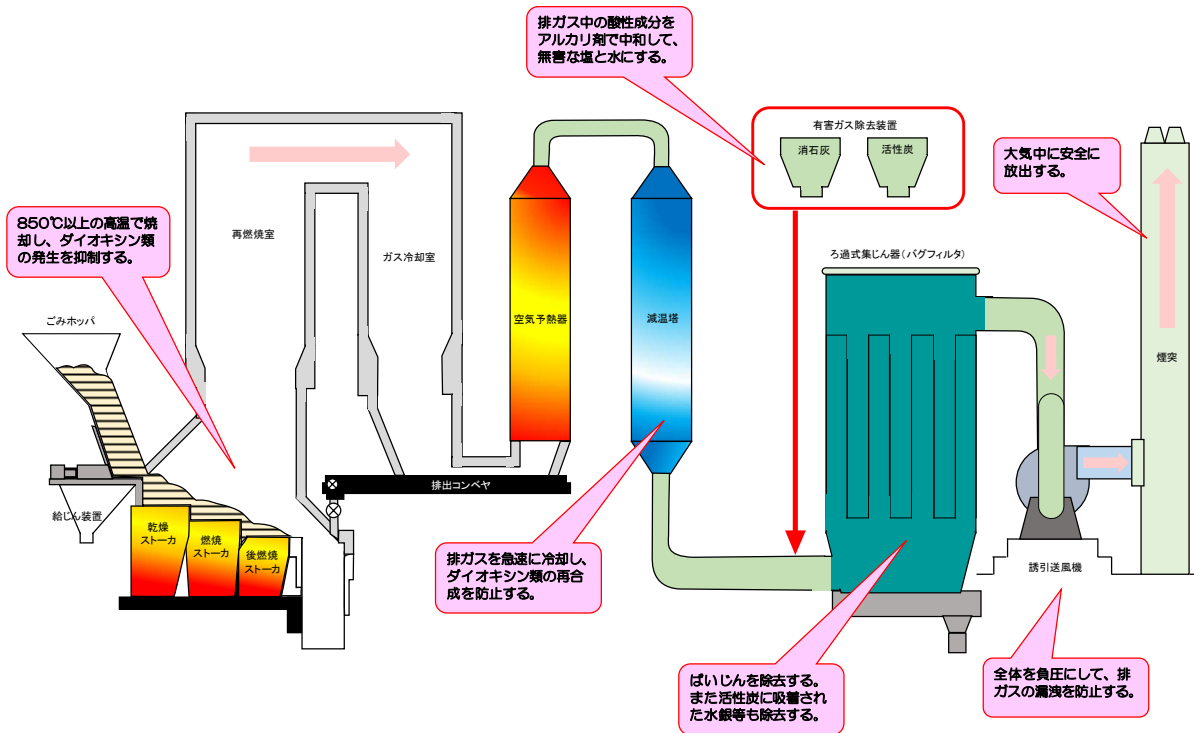
施設整備基本計画

①市民の持込ごみの受入 (p15)

現在、可燃ごみは中央広域環境センターにて処理を行っているが、本市の搬入は収集車両と許可車両のみで、市民や事業者が直接搬入することはしていない。

可燃ごみは本市のごみ焼却施設で処理をすることとなることから、市民の利便性などの観点から、市民の持込ごみの受入について今後検討していくものとする。

②排ガス処理システム (p17)



③排ガス基準値 (案) (p20)

排ガス基準値は、近年の技術的な動向や施設規模が概ね同規模のごみ焼却施設の事例を踏まえて設定した。なお、最終的には、建設予定地周辺の地元住民との協議を踏まえた上で、決定する。

項目	法規制値	自主基準値 (案)
ばいじん (g/m ³ N)	0.15	0.01
硫黄酸化物 (ppm)	約 7,000	100
窒素酸化物 (ppm)	250	150
塩化水素 (ppm)	約 430	100
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	5	0.5
水銀 (mg/m ³ N)	0.03	0.03

③本市のごみ焼却施設の交付対象 (p23)

本市のごみ焼却施設整備は、循環型社会形成推進交付金制度を活用するため、「エネルギー回収推進施設」（交付率：1/3）を適用する必要がある。

④余熱利用の今後の利用方法 (p26)

本市のごみ焼却施設の余熱利用については、原則として温水及び蒸気などで場内利用するものとするが、場外利用については、地元との協議の状況を踏まえた上で、具体的な検討を行っていくものとする。

なお、循環型社会形成推進交付金制度の条件（対象となる熱利用形態及び熱回収率 10%以上）を適用するには、場内プラント利用などで利用すると可能となる。

したがって、本市のごみ焼却施設における余熱利用は、場内での利用を基本として進めていくものとする。

⑤白煙防止装置について (p53)

白煙防止装置は、冬季に煙突から排出される白煙（水蒸気）を見えなくするために使用する。この装置は、ごみの焼却により発生する熱を利用するが、白煙を見えなくするための装置であるため、必要性を検討する。

ごみ焼却施設は、これまで白煙防止装置を設置して運用してきたが、様々な自治体では熱エネルギーの有効利用や地球温暖化対策の一環の観点から、「白煙防止装置の運用停止」に取り組んでいる。

したがって、今後の方向性としては、本市のごみ焼却施設では白煙防止装置を整備しないものとする。

⑥煙突 (p56)

本市のごみ焼却施設の煙突の高さは 40～50m程度とするが、生活環境影響評価等によって、環境保全が図れること等を検討した上で、今後決定するものとする。

⑦その他の計画（環境学習機能） (p71)

本市のごみ焼却施設では、ごみ処理施設の特徴を活かし、ごみの適正処理などを施設見学で学べるように計画する（具体的には、処理フローの掲示など）。

なお、近隣には最終処分場を有しているため、その施設も利用して市民への環境学習を推進していくものとする。

⑧その他の計画（防災機能） (p74)

本市のごみ焼却施設については、地震に対する防災対策として、国の基準に基づき建物やプラントの主要な設備の耐震性を確保する。また、防災機能としては、建設候補地が山側にあり、かつ確保できる敷地も限られているため、大規模な防災機能を有することは困難であるが、可能性のあるものについては検討を行う。一方、洪水時においては、建設候補地は吉野川の洪水（外水氾濫・内水氾濫）に影響しない場所（※洪水ハザードマップによる）であるため、一時的な避難所として活用は可能であると考えられるため、熱利用が利用できる設備の設置などを検討する。

工事計画 (p75)

本市のごみ焼却施設の整備に向けた工事計画（案）は、下記に示すとおりである。

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
敷地 造成工事					
プラ ント 工 事 (参 考)	基本設計・ 実施設計				
	建築工事				
	機械設備工事 (工場制作)				
	機械設備工事				
	外構工事				
	性能試験				